

引越費用も  
対象になります

# 令和7年度 船橋市高齢者 住み替え支援事業

市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住環境を改善するため、市内の賃貸住宅に住み替える場合に助成(上限15万円)を行い、可能な限り住み慣れた地域で住み続けられるように支援します。

家賃が高くて生  
活が苦しい...

将来の階段の昇り  
降りが心配...

住み替え  
支援します！



申請

助成

【仲介手数料・礼金・引越費用】



船橋市 建築部 住宅政策課  
船橋市湊町2-10-25 市役所6階  
TEL 047-436-2712

## 対象者要件



### 以下の全ての要件をみたしていること

住宅	<input type="checkbox"/>	市内から市内の賃貸住宅※へ転居し、転居後の住所が住民基本台帳に記録されていること
	<input type="checkbox"/>	転居先が1階又はエレベーターのある賃貸住宅であること
	<input type="checkbox"/>	転居先が耐震性能を有する建物(次ページ参照)であること
世帯	<input type="checkbox"/>	満65歳以上の者のみで構成される世帯であること
	<input type="checkbox"/>	市内に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること
	<input type="checkbox"/>	立退き料を受領していないこと
	<input type="checkbox"/>	同一住戸に入居する世帯の年間所得(入居者全員の総所得金額から公営住宅法施行令に定める各種控除を差し引いた額)が2,568,000円以下であること
	<input type="checkbox"/>	船橋市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと
	<input type="checkbox"/>	生活保護法に規定する被保護世帯でないこと
	<input type="checkbox"/>	助成金の対象となる費用について、生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金、その他の補助金等を受給していないこと
	<input type="checkbox"/>	本助成を過去に受けたことがないこと

※賃貸住宅とは、自ら賃貸借契約を締結し、家賃を支払い、自己の居住用として使用する賃貸住宅(UR賃貸住宅を含む)をいいます。

ただし、以下の住宅は対象外となります。

○市営住宅、県営住宅、サービス付き高齢者向け住宅

○申請を行う者及びその同居する者の2親等以内の親族が所有する住宅

## 助成金額

以下の費用の合算額(上限15万円。1000円未満切り捨て)

### 対象費用

#### 1. 引越費用※の半額

※引越業者1社に支払う1回分の費用で、運送費、荷造りや荷解き等のサービス費等。

#### 2. 仲介手数料(全額、または月家賃の半額に消費税額を加えた額のいずれか低い方)

#### 3. 礼金(全額)

# 交付の流れ



転居

• 申請は「**転居後**」になります。必要に応じて転居前にご相談ください。

申請

• 転居日から3か月以内に住宅政策課へ申請(下記必要書類の1~5)してください。

可否決定

• 申請後2~3週間程度で交付決定通知書を送付します。

振込

• 通知書を送付後、1か月程度で指定の口座に振り込みます。

## 必要書類



申請書類	<input type="checkbox"/>	1 船橋市高齢者住み替え支援助成申請書(第1号様式)
	<input type="checkbox"/>	2 同意書(所得等の確認に係るもの)
	<input type="checkbox"/>	3 転居後の賃貸借契約書及び重要事項説明書の写し ※UR賃貸住宅の場合、重要事項説明書は不要です。
	<input type="checkbox"/>	4 仲介手数料、礼金(原則申請者名義)、引越費用(申請者名義)の領収書の写し
	<input type="checkbox"/>	5 (該当者のみ)同一住居に居住する者全員の課税(非課税)証明書 ※2の同意書により、市にて所得を確認できない方のみ必要です。 ご不明な場合はお問い合わせください。

## 耐震性能を有する建物について

耐震性能を有する建物とは、新耐震基準を満たす建物をいいます。賃貸借契約書等において以下のことが確認できる場合には、新耐震基準を満たすものとして取り扱うものとします。

- 1~3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- 4~9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- 10~20階建てで昭和60年6月以降に竣工

上記に該当しない場合にあつては、昭和56年6月以降に着工したことが確認できる書類、又は、新耐震基準を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類を提出して頂くか、セーフティネット住宅に登録されていることが確認できれば、耐震性能を有するものとみなします。

# ～Q&A～

## Q: 住み替え先に何か条件がありますか？

- A: 市内の1階又はエレベーターがある賃貸住宅であることのほか、耐震性能を有する建物であること等の要件があります。

## Q: 戸建の賃貸住宅に引っ越す場合は対象になりますか？

- A: 平屋の賃貸住宅であれば対象です。

## Q: 郵送での申請は可能ですか？

- A: 可能です。下記の住所宛に申請書類を送付してください。

〈送付先〉 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所6階 住宅政策課

## Q: 現在65歳未満の者と同居しています。65歳以上の者のみでこの制度を利用し住み替えることを考えていますが、可能ですか？

- A: 同一住居から転居する方全員が65歳以上であれば申請は可能です。なお、同一住居から転居する方に65歳未満が含まれる場合には申請できません。

## Q: 住み替えを考えていますが、物件が見つかりません。住み替えの相談が出来る窓口はありますか。

- A: 住まい探しでお困りの高齢者等を対象に、賃貸住宅の情報提供等さまざまな支援を行う相談窓口「[住まいるサポート船橋\(☎437-0055\)](tel:0437-0055)」があります。まずはお電話でお問い合わせください。

## Q: セーフティネット住宅とは何ですか。

- A: 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者と呼ばれる方々の入居を拒まない住宅として、オーナーが市に登録した物件です。「セーフティネット住宅情報提供システム」にて登録されている物件を確認することが出来ます。

